

# 小規模保育事業者募集要項

(令和9年4月1日開所分)

## 1. 募集の趣旨

本市における保育需要の増加に伴う対策として、新たな保育の受け皿を確保し、さらなる子育て環境の充実を図るため、0～2歳児の乳幼児を対象とした小規模保育事業A型の設置及び運営を行う事業者を募集します。

0～2歳児の乳幼児を対象とした「小規模保育事業」を実施し、地域の保育ニーズに応える事業者を募集します。

## 2. 募集概要

- (1) 募集事業：児童福祉法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業A型」
- (2) 開設時期：令和9年4月1日（予定）
- (3) 募集事業者数：1事業者（1施設）
- (4) 設置エリア：桜井市内全域

保育に適した場所を事業者において選定すること。ただし、選定した場所が住宅地等である場合は、近隣住民等から反対が起きないように調整可能な場所とすること。

- (5) 募集する事業にかかる乳幼児の定員：18名（0歳～2歳児各6人）

## 3. 募集条件

### (1) 応募資格等

応募者は、法人又は個人のいずれも可能とし、保育施設等の運営経験の有無は問わない。ただし、小規模保育事業を安定的かつ適切に運営するため、次の要件をすべて満たす者とする。

- ①本市の子育て支援行政を十分に理解し、市の施策に対して協力できること。
- ②事業実施場所の地域住民及び施設を利用する保護者等と、良好な信頼関係を築くことができること。
- ③安定的な施設運営を行うため、小規模保育事業の年間事業費の2か月分（12分の2）以上に相当する額（参考：800万円程度）の自己資金を、施設整備費用（改修費等）とは別に、申請日時点において、法人名義（個人の場合は代表者名義）の現預金として保有していること。なお、本要件に係る確認は以下の基準を全て満たすものとする。
  - ・資産の形態：普通預金、当座預金又は即時解約可能な定期預金に限る。株式、債券、投資信託、不動産等の換金に時間を要するものや価格変動のリスクがある資産は、自己資金には含めない。

- ・口座名義：法人にあっては法人名義、個人にあっては代表者本人名義のものに限る。
  - ・証明書類：金融機関が発行する「残高証明書（原本）」により確認する。
  - ・有効期限：残高証明書は、申請日から遡って1か月以内に発行されたものであること。
  - ・資金計画との整合性：施設整備（改修・新築等）に自己資金を充てる計画の場合、総整備費のうち自己資金充当額を差し引いた後の残額が、上記基準（2か月分相当額）を満たしていること。
  - ・追加調査：審査の過程において、資金の継続的な保有状況を確認する必要があると本市が判断した場合は、追加資料（通帳の写し等）の提示を求めることがある。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続中である事業者でないこと。

## （2）欠格事項

事業者（法人にあってはその代表者、役員及び実質的に経営に関与している者を含む）が次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外、又は失格とする。

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ②児童福祉法その他の児童の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③市税等又は国税に滞納がある者
- ④桜井市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれかに該当する者
- ⑥提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められる場合、又は本市が不正と認める行為があった場合

## 4. 保育施設等の要件

- （1）既存建物の改修を基本としますが、新規での設置（新築）も可能です。ただし、本事業は国庫補助金を活用することを想定しているため、いずれの整備手法であっても、令和8年度内（令和9年3月31日まで）に施設整備工事及び完了検査を確実に終える計画とすること。

ただし、国庫補助金については、国との協議が必要となるため、国の採択が保証されるものではありません。また、今後国から示される要綱及び取扱いの詳細において変更となる場合があります。

- （2）乳児又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊技場（当該事業所の付近にある屋

外遊戯場に代わるべき場所を含む)、調理設備及び便所を設けること。

- (3) 乳児室又はほふく室の面積は、0歳～1歳児1人につき3.3㎡以上であること。
- (4) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳児1人につき1.98㎡以上であること。
- (5) 屋外遊戯場の面積は、2歳児1人につき3.3㎡以上であること。
- (6) 乳児又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室を2階以上に設ける建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることとし、桜井市家庭的保育事業等の設備及び運営を定める条例第28条第7号イに掲げる要件に該当する施設又は設備が設けられていること。
- (8) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。
- (9) 保育施設等が自己の所有でない場合は、所有者等の承諾を得ていること。

## 5. 運営の要件

### (1) 配置職員数

- ・0歳児：3人につき保育士1人
- ・1～2歳児：6人につき保育士1人

※保育士の数は、上記に加えて年齢区分ごとの保育士の合計数に保育士1人を加えた数以上とする。

※保育士の数の算定には、保健師又は看護師を、いずれか1人に限り保育士とみなすことができる。

- (2) 休所日は、原則として、日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)とする。
- (3) 開所時間は、概ね、午前7時から午後6時までとする。保育短時間の保育時間については、開所時間の中で8時間を事業所で設定する。
- (4) 受入対象児は、生後6ヶ月を経過した児童から、2歳児までとする。
- (5) 調理員を置き、施設内で調理することを原則とする。ただし、調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から食事を搬入する場合は配置しないことができる。なお、アレルギー疾患を有する乳幼児への対応(代替食の提供等)については、こども一人ひとりの状況に応じた安全な提供体制を整備すること。
- (6) 嘱託医を設定すること。
- (7) 保育所保育指針に準じた「全体的な計画」「指導計画」等を作成し、保育を実施すること。
- (8) 保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めること。
- (9) 連携施設を設定すること。

- (10) 法令等の規定に基づき、市が行う利用調整に従うこと。
- (11) 職員の資質の向上のため研修の機会を確保すること。
- (12) 乳幼児の保育に直接従事する職員については、他の施設の職員を兼ねないこと。
- (13) 職員については年1回、利用乳幼児について年に2回以上の健康診断を実施すること。
- (14) 調理従事者等は、月1回以上の検便を受けること。
- (15) 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のため、乳児の午睡及び仮眠中は5分ごとに呼吸確認を行い、記録を付けること。
- (16) 事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。
- (17) 職員、財産、収支及び利用乳幼児の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (18) 業務上知り得た家族の秘密を正当な理由なく漏らさないこと。
- (19) 保護者等の苦情に対し迅速かつ適切に対応すること。
- (20) 市から受ける指導又は助言に従うこと。
- (21) 事業を行うために必要な経済的基礎があることを証明できること。
- (22) 保護者の送迎について、必要台数分の駐車場を敷地内や隣接地に確保し、付近道路への路上駐車は厳禁とする。近隣住民等の迷惑とならないよう保護者に理解と協力を求めること。
- (23) その他、児童福祉法、桜井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、その他の関係法令等に適合し、違反しないこと。

## 6. 申込・審査スケジュール等

### (1) スケジュール表（予定）

本募集に係る申込み、審査等のスケジュール（予定）は次のとおりとする。

予定日時（令和8年／2026年）	内容
4月24日（金）	募集要項の公開・配布開始
4月24日（金）～5月19日（火）	応募書類の提出期間
4月24日（金）～5月8日（金） 午後5時	募集要項に係る質問受付期間
5月13日（水）	質問への回答（市HP公開）
5月20日（水）～5月27日（水）	書類審査等（1次審査）
6月3日（水）～6月5日（金）	選定審査会（プレゼンテーション・2次審査）
6月10日（水）	選定結果の通知
令和9年2月以降	認可申請及び確認申請の提出
令和9年4月1日	乳幼児受入開始

(2) 募集要項の公開について

①期間：令和8年4月24日（金）から

②方法：

桜井市ホームページからダウンロード又は市役所1階保育教育課窓口にて配布

(3) 募集要項等に係る質問について

①受付期間：

令和8年4月24日（金）から5月8日（金）午後5時まで

※土曜日、日曜日、及び祝日は除く

②提出書類：質問書（任意様式、又は市指定様式）

③提出先：桜井市 保育教育課へ電子メール又はFAXにて提出

・メールアドレス：hoikukyoiku@city.sakurai.lg.jp

・FAX番号：0744-48-5175

④注意事項：

・募集要項等についての質問は電子メール又はFAXのみで受け付ける。電話や来庁による口頭での質問は一切受け付けない。

・電子メールを送信後、質問者より受信確認の電話を行うこと。

⑤回答方法：質問への回答については、すべての質問と回答を取りまとめ、令和8年5月13日（水）に桜井市ホームページに掲載する。

(4) 応募申込書類の提出について

①受付期間：令和8年4月24日（金）から5月19日（火）まで

平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午～午後1時を除く。）

※土日祝日は受付不可。

②提出場所：桜井市役所1階 保育教育課

③提出方法：窓口への持参に限る（郵送等は不可）。

※事前に電話で来庁日時を連絡の上で持参すること。

※提出の際に、提出書類についてお聞きする必要があるため、担当者が持参すること。

④提出部数：正本1部、副本5部

⑤注意事項：別紙「応募書類一覧」の順番に並べ、様式ごとにインデックスを付け、A4フラットファイルに綴じること。ファイルの表紙及び背表紙に「桜井市小規模保育事業者応募書類」と応募事業者名を記載すること。

(5) 審査・選定について

①選定方法：外部委員を含む選定審査会において、提出書類（1次審査）及びプレゼンテーション（2次審査）を行い、最も優秀な提案を行った事業者を候補者として選定する。

②プレゼンテーション：1事業者あたり40分（事業者からの説明20分、委員からの質疑応答20分）を予定している。

③最低基準点：審査の結果、合計得点が満点の6割に満たない場合は、応募が1事業者であっても候補者として選定しない。

(6) 審査の重点項目

通園する児童の安心・安全を最優先とするため、以下の項目を最重要視して評価します。

- ・財務基盤の安定性（事業を継続するための確実な資金計画、自己資金の状況等）
- ・人材確保の確実性（質の高い保育士を確実に確保するための採用計画、処遇、未経験法人の場合は運営サポート体制等）
- ・施設整備の実現性（年度内に工事・検査を確実に完了できる実現可能なスケジュールであるか）

(7) 選定結果の通知

選定結果については、応募者全員に対して書面で通知します。また、当市ホームページに事業候補者を掲載します。

なお、選定に関する異議等は受け付けしません。

7. 公定価格に基づく給付、及び保育料について

保育にかかる市からの給付は、内閣府が定める基準により算定される公定価格から、保育料を差し引いた額となります。保育料は市民税の課税額等に基づき市が算定し、その額を利用者から徴収していただきます。

8. 応募書類一覧

- (1) 小規模保育事業応募提出書類一覧表（様式1）
- (2) 小規模保育事業応募申込書（様式2）
- (3) 事業計画書（様式3）
- (4) 企画提案書（任意様式：A4サイズ20ページ以内、両面印刷可。保育理念、人材確保の具体策、未経験法人の場合はサポート体制等を記載すること）
- (5) 定款、登記事項全部証明書（法人の場合）、又は住民票の抄本（個人の場合）
- (6) 役員名簿（法人の場合）
- (7) 設置者（又は設置主体の代表者）の履歴書
- (8) 設置者（又は設置主体の代表者）の破産に関する証明
- (9) 施設代表者（又は責任者。予定を含む。）の履歴書（様式4）
- (10) 保育従事者（予定を含む。）の履歴書
- (11) 位置図
- (12) 施設平面図
- (13) 対象物件（建物）の登記簿謄本（全部事項証明書）

※新築の場合は土地の登記簿謄本等

- (14) 賃貸借契約書又は所有者の貸与確約書 (※該当する場合)
- (15) 建築基準法検査済証の写し (※既存建物を活用する場合)
- (16) 耐震診断書又は耐震補強工事実施済みを証する書類 (※既存建物を活用する場合)
- (17) 消防用設備等検査済証の写し (※既存建物を活用する場合)
- (18) 防火管理者選任届けの写し
- (19) 連携施設に関する同意書 (様式5)
- (20) 設置者の財務状況がわかる書類 (直近3年分の決算書等)
- (21) 市税・国税に過去3年間未納がないことを証する書類
- (22) 自己資金額を証明できる書類 (申請日前1か月以内に発行された金融機関の残高証明書) ※詳細は「3. 募集条件 (1) ③」に規定する要件を満たすこと。
- (23) 施設整備スケジュール表 (任意様式：令和8年度末までに改修・検査が完了する工程表)
- (24) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない旨の誓約書 (様式6)

※正本1部、副本5部を、A4フラットファイルに綴じて提出してください。

※書類の様式等については直接説明しますので、応募希望者は、あらかじめ下記連絡先までご連絡の上、日程調整をしてください。

## 9. その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合、失格とします。
  - ① 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められる場合
  - ② 本市が不正と認める行為があった場合
- (2) 審査の結果、候補者として選定された場合であっても、その後の認可申請、確認申請、予算審議その他の諸手続きが完了するまで、事業の認可を確約されるものではありません。
- (3) 提出された応募書類は理由の如何を問わず返却しません。また、応募書類の作成などに生じる一切の費用は事業者の負担とします。
- (4) 選定委員会に関する情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があります。